○財務省告示第百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十二年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年四月三十日

財務大臣　菅　直人

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十二年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一・三五トン
四	三五、三九六トン
五	一、五一五トン
六	一三トン
七	七・三三トン
八	○・七○トン
九	四八、○五四トン
一○	九、一○七トン
一一	五七○トン
一二	七一、七七四トン
一三	五、二三八、九六五トン
一四	一、四五二、一九六トン
一四の二	六六一、○○一トン
一五	七六四トン
一六	一六、九四四トン
一七	一三五、三四九トン
一八	一六、○九七トン
一九	八九四トン
二○	三二三トン
二一	二五、九○五トン
二二	三七九トン
二三	六、七二九トン
二四	二八トン
二五	○トン
二六	六、二四八トン
二七	一三、九一一トン
二八	九トン
二九	七五六トン

○財務省告示第百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十二年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年四月三十日

財務大臣　菅　直人

平成二十一年度の初日から平成二十二年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十万九千七百六十九トン

二　冷凍牛肉　二十六万五百トン

○財務省告示第百五十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十二年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年四月三十日

財務大臣　菅　直人

平成二十一年度の初日から平成二十二年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十三万八千九百六十八トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十三万八千九百七十五トン

○財務省告示第百五十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年五月六日から適用する。

平成二十二年四月三十日

財務大臣　菅　直人

北海道財務局小樽出張所の項中「北海道小樽市港町五―三」を「北海道小樽市港町五―二」に改める。

○国税庁告示第十三号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月三十日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人世界アマチュアオーケストラ連盟	愛知県豊橋市立花町四六番地光陽ビル三Ｆ	神野　信郎	平成二十二年五月一日から平成二十七年四月三十日まで
特定非営利活動法人阪神淡路大震災一一七希望の灯り	兵庫県神戸市北区星和台五丁目二七番地の三五	上西　勇	平成二十二年五月一日から平成二十七年四月三十日まで

別表特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形の項中「平成二十二年五月三十一日」を「平成二十七年五月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人ふくしまＮＰＯネットワークセンターの項中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人メイあさかセンターの項中「平成二十二年五月三十一日」を「平成二十七年五月三十一日」に改める。

○財務省告示第百五十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年五月六日から適用する。

平成二十二年四月三十日

財務大臣　菅　直人

北海道財務局小樽出張所の項中「北海道小樽市港町五番三号」を「北海道小樽市港町五番二号」に改める。

○厚生労働省告示第二百五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第一に次のように加える。

1079　振動式末梢（しょう）血管貫通用カテーテルシステム

別表第二に次のように加える。

1788　歯科用空気駆動式ハンドピース